

2009年4月24日

内閣総理大臣 麻生 太郎殿
厚生労働大臣 舛添 要一殿

大阪市浪速区日本橋西 1-4-11 カタオビル 401
NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西
理事長 神原 文子

子の父と別居中の母子家庭に対する子育て応援特別手当についての要望書

私たちは母子家庭の当事者団体です。

今般、子育て応援特別手当が「現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の子育て負担に対する配慮として、第二子以降の児童について、一人あたり3.6万円」が支給されることになりました。この不況の中、母子家庭の経済状況はどんどん悪化しており、困窮している子育て中の母子家庭にとっては、とても必要な手当であると認識しています。

しかし、厚生労働省のホームページに掲載されている子育て応援特別手当に関するQ&Aにおいては、離婚調停中であり、別居しており、事実上は、世帯主ではない配偶者が子を養育している場合、住民基本台帳上の世帯主に支給することとなると記載されています。また、基準日に世帯主であった者が、申請・支給日までに離婚等により子の扶養をしなくなった場合や、親権を争っている場合でも、基準日における世帯主に支給すると記載されています。

そのため、配偶者からの暴力等で住民票を移動できないまま、母子が子の父と別居して生活している場合、子育て応援特別手当は、現行では、世帯主である子の父に支給され、暴力をふるう夫から逃げて身を隠しながら子どもを育てている母には一切支給されません。

配偶者からの暴力等で、世帯主である子の父と別居中の母子は、母子家庭への支援制度をほとんど利用できません。しかも離婚手続きをしたくても夫が同意しなかったり、夫の暴力をおそれて手続きができなかったりしているため、経済的にも精神的にも追いつめられています。こういった家庭にこそ、子育て応援特別手当は必要です。

妻や子に暴力をふるってきた父には、世帯主であるというだけで子育て応援特別手当が支給され、暴力をおそれて身を隠しながら必死で子育てしている母には手当が支給されないとすれば、本手当の目的に反しています。

子育て応援特別手当の名にふさわしく、目的にかなった支給がされるよう、早急に制度の運用を改正していただきますようお願いいたします。